

第3回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月9日(金) 午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席7番 小倉 剛 委員
議席8番 松下 富男 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

6) 報告事項

○広報編集委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

主査 和田 崇裕

10. 会議の概要

事務局長 第3回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

- ・ 作況指数とコロナ禍での在庫過剰
- ・ 国における令和3年度予算編成概算要求
- ・ 地域ブロック会議における「人・農地プラン」の研修

事務局長 北田会長、ありがとうございました。

これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員はございません。遅参、早退の届出もございません。よって本総会の出席委員は19名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席7番 小倉剛委員と、議席8番 松下富男委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは最初に、**議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。

最初に、5条調書、整理番号31番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号、整理番号31番について、ご説明申し上げます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページ、土地利用計画は3ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、再生可能エネルギー事業を営んでおり、太陽光発電施設設置のため申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、面積1,210平方メートルのうち999平方メートルに太陽光パネル304枚を設置し、49.9キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしているとは判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号31番については、議席4番 保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席4番、保井です。整理番号31番について説明します。令和2年9月8日に福野推進委員及び申請者と現地を確認し、申請者から転用計画を聞き取りました。

申請地は、譲渡人が市外に在住し、耕作放棄後かなりの年数が経過し、これ以上農地を放置できないと判断され、譲受人が太陽光発電施設に転用されます。また、申請地は山間に面し、周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断しました。よろしく審議いただきますようお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号9番 福野推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号9番、福野です。集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号31番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号31番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号32番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号32番について、ご説明申しあげます。参考図は4ページ、5ページ、土地利用計画は6ページとなります。申請地は、非線引都市計画用途区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、再生可能エネルギー事業を計画しており、太陽光発電施設設置のため申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、太陽光パネル154枚を設置し、49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第4項において準用する同法第9条第3項」の規定に基づく、再生可能エネルギー事業計画変更認定手続中であり、許可日は変更認定が通知された後の日付となります。

なお、この農地法第5条許可申請は、当初、本年2月に提出されました。譲渡人は認定農業者で、申請地は農業経営基盤強化促進法により所有権を取得されたものであり、太陽光発電施設に転用することから、県および近畿農政局に同法の抵触の有無を確認中のため、3月役員会で総会議案とすることを保留しました。その後、県、近畿農政局の回答では、「農業経営基盤強化促進法では転用は規制できない。」とのことでした。

なお、3月役員会では、「認定農業者として不適切な転用行為ではないか」、「農業経営改善計画5年間は営農すべきではないか」、「譲渡人・譲受人の父親は農業委員であり、議事参与制限にかかる立場ではないか」、「仮に許可相当とした場合、近隣農地・農業者への影響はないか」、「農業委員は農地を守る立場ではないか」などの意見が出されました。

現況が不耕作地であり、市長部局に対し譲渡人への営農、農業経営改善計画認定の対処および転用の可否を確認中のため、4月役員会も保留としました。回答は、経営規模拡大の農業改善計画は適切で、申請地は3年間耕作され農地転用はやむを得ず、認定取消は不要とのことでありました。

このことから、農業経営基盤強化促進法および農地法の法的要件に抵触しませんが、農地を守る農業委員として適切な行為と思われず、5月役員会も保留とし、5月7日に当時の会長・副会長が父親である農業委員を説得され、6月に取下げられた経緯があります。

しかし、7月27日に譲渡人より再度申請する旨の連絡があり、9月14日に提出されました。今回は、譲渡人・譲受人と農業委員が同居親族でないこと、申請についてはFIT法の変更申請中であり、農地法上の問題はなく、担当区域農業委員・農地利用最適化推進委員も「法的に問題はない」との意見書を記入されました。10月役員会では、これまでの経過を説明した後、「5年間は耕作すべきではないか」に対しては、過去の市の回答により不要、「茶木が撤去され農地の形状が変更している」に対しては、茶木を植えられる状態であるため、無断な形状変更ではないという結論となりました。また認定農業者としての注意喚起を

求める意見を付すことも踏まえて、総会議案とすることをやむを得ずと判断されたものであります。以上です。

議 長 整理番号32番については、議席9番 奥村委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号9番、奥村です。9月13日、現地確認を行いました。その前日に申請者とお話もさせていただきました。申請地は、認定農業者が所有されていますが、現在不耕作地であります。農地転用に際し、周辺影響はないと考えられます。転用はやむを得ないと判断いたしました。どうかご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 続いて区域番号19番、橋本推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号19番、橋本です。整理番号32番について補足説明します。申請地は、農地転用に伴う周辺への被害はないと考えられ、また、担い手への農地集積集約にも影響がないと判断しました。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

議 長 田畑委員。

田畑農委 議席3番、田畑です。本案につきまして、お尋ねさせていただきます。お解りの範囲で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

先ほど本案につきまして、事務局から詳細に説明していただきました。私もこの件につきましては、前期農業委員として関った1人です。最初に質問させていただくのは、農業経営基盤強化促進法で取得された土地であることは、私も承知しておりますが、誰がいつ取得されたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

議 長 事務局。

事務局 農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、今回の調書に載っている譲渡人に対し、平成30年2月15日に所有権を移転されました。

議 長 田畑委員。

田畑委員 先ほど説明のあったように、農業経営基盤強化促進法で土地を取得する以外にいろいろな方法があると思います。このように強化促進法で取得する方法と、農地

法3条申請で取得する方法とあると思いますが、強化促進法で取得される場合、
どういった特典があるのか、説明をお願いしたい。

議 長 事務局。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、所有権移転は市が行ない、
譲受人つまり所有権移転を受ける者の登録免許税等が非課税となります。

議 長 田畑委員。

田畑委員 普通の農地法3条申請するよりも、強化促進法で取得した方が手続き面でのメリ
ットがあるということでございます。それでは強化促進法とは何ぞやということ
なんですね。読んで字のごとく、農業経営を強化し、所得向上につなげていく
ということが大きな目的であると思っています。それにも関わらず、取得して転
用される理由は何であるのか。先ほど少し触れられましたが、私は納得いきかね
ますので詳細に説明をお願いしたい。

議 長 事務局。

事 務 局 申請書に記載されている転用理由の詳細説明は、譲渡人は、所有権を受けたも
のの耕作が継続できず、管理ができないことからの転用との説明があります。

議 長 田畑委員。

田畑委員 管理ができないのに強化促進法を使うということに、納得いかないのは私だけ
ではないと思います。大勢の方がそう思われると思います。

考え方によっては、上手く強化促進法を運用して取得したと。当時は茶が植え
られており、役員として現場も確認させていただきました。その時にはもうすで
に伐根され、更地になっておりました。申請人はお茶農家です。お茶専業農家で
ありながら耕作ができないというのは、どう考えてもおかしいのではないかと
思います。

最初から太陽光発電ありきでされたのではなかろうかと。もし採算が合わな
かったら、私、当時の農業委員に申しあげました。「採算に合わなかったら元に戻
せばよいではないですか。」と。最初から太陽光発電ありきでと覚えてなりませ
ん。これはおかしいと思い、先ほど説明のあったように、会長と共に、この申請
者の父に、当時の農業委員に来庁いただき、説明を受けました。そして、「もう
少し考えて。農業委員としてあるべき姿ではないです。これは法的には合法では
あるかも知れませんが、農業委員としてのモラルの問題ではないですか。」と申
しあげました。先ほどの説明で、農地を守るという一つの大きな大義名分の任務

があつて、果たしてそういった行為がよいのか、疑義を感じざるを得ないというのが率直な思いです。それで、「この案件を撤回いただけないか。」と申しあげました。それに対し、快く撤回するとのことでありました。ところが、今般再度申請がなされたということで、これはどういうことかと、不思議な思いをしているところです。

役員会で議論され、案件として総会にかけられるものですが、相当重要だと思っております。当然、慎重審議しなくてはいけないと思っております。ただ、私が申しあげたいのは、説明があつたように、いろんな経緯を踏んできたわけです。父が農業委員を辞めたのもう申請を出してもよいと、仮に思われるのであれば、これはあまりにも単純ではないかと。今までの経緯を踏まえ、きちんと反省して、きちっと釈明をされ、そして議案として出すということが本来の姿ではなかろうかと私は思いますが、いかがでしょう。

議 長 奥村委員。

奥村農委 その経緯を含み、私も本人とお話させていただきました。土地も見に行きましたら、今、茶農家は全部大型機械を入れておられます。防除機も刈り取り機も作業をする時に、その場所では大型機械がどうしても入りません。申請人もご夫婦2人だけで農業をされているので、茶の摘採期にここに手間取ると、他の茶畑の作業が遅れ影響が出るので、ここに大型機械を運び入れるのも大変だと申されておりました。申請人は7町以上茶畑を作っておられますので、とてもその小さな土地だけに手をかけることは大変なことなので、ここは申し訳ないけれども、譲受人にお願いして太陽光発電に変えたいと、本心を話していただきました。どうかそのことも考えていただきたいと思ひます。

議 長 田畑委員。

田畑農委 奥村委員に反論するとは思っておりません。

仮にそうであるならば、大型機械を導入されたのは2年前ですね。もっと前、もっと前です。それで、取得されたのが2年前ですね。ですから、最初から大型機械が入れないのは分かっているはずですよ。だからその論は、私は通らないと思ひます。購入する時に、ここに大型機械が入るか入らないかを判断され購入されていると思ひます。悪いですが、その論は私はいかななものかと思ひます。

私は反対しているわけではありません。

議 長 事務局。

事務局 田畑委員が申された、まず耕作が継続できないという認定農業者に対し、3月に農業委員会から市長に照会をしています。この中で、農業委員会は田畑委員が

申された、耕作が継続できないのであれば、土地の返却も含めての適正な対応を求めています。市からはそこまでの必要はないという回答を4月にされました。これについては、回答があった限り、やむを得ないと考えております。

もう一つ、モラルについてですが、確かに前期は父親が農業委員でありましたが、現在に至っては、申請者の親族ではありますが、農業委員ではなく第三者という立場であることから、受付もやむを得ないと判断しました。

議 長 田畑委員。

田畑農委 現在はもちろん、農業委員を辞められておられますので、それはそれでよいと思います。ただ、当時は、農業委員である父親が意見書を記載しておられました。私はそれを見せてもらいました。モラルということはそういうことなのです。

先ほど説明のあったように、実際には規定というのがあります。この場合であれば、近隣の農業委員が意見書を記載する、または意見書の記載を求める、それが本来の姿なのです。そういうところに、私がモラルの疑義を感じ、指摘しているところです。

今回議案として審議していますが、できるならば、先ほど申しましたように、過去の経緯もあり、反省していただかなければならない必要性もあると思います。だから、それはそれとして襟を正して、反省すべきは反省したうえで、申請をされるのがよいと思います。今回、どうしてもという理由があるならば話は別ですが、時間が遅れても支障はないと思います。いかがでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 役員会でも様々な議論をさせていただきました。感情的なものもあるかと思いますが、農地法として基準に照らし審査をし、役員会で協議をされ、総会に上程となったものです。これに対し、襟を正すということで保留というのは現実的に厳しいと考えます。

議 長 田畑委員。

田畑委員 決して感情的になっているわけではありません。

ただ、いろんな経緯があったのにこれでよいのかということをお聞きしているわけです。

私は、誰を責めるとかという気は全くありません。

ですから、そういった過去、様々な経緯があったので、先ほど申しあげたような形がよいのかと思うのです。他の農業委員の皆がそれでよいと言われるのであ

ればそれはそれでよいです。民主主義、多数決ですから。いいですよ。私の思いとして、発言させていただいたということです。

議 長 事務局。

事務局 田畑委員がおっしゃっていただいたとおり、2月申請以降、役員会で保留をした案件です。冒頭の担当説明でも詳しい経緯を話させていただきました。ただ、例えば農業委員としてのモラル、とりわけ意見書記載等々の話もありましたが、その申請書類は、6月に取り下げられております。

現在の申請は、譲渡人・譲受人、そこに元農業委員は関与するものではありません。そういったことから、法的には、倫理的といった部分で、ストップをかけるのは、厳しいのではないかというのが、役員会また事務局の意見です。

なお、現在の申請についても、田畑委員がおっしゃっていただきましたように、農業経営基盤強化促進法によって取得された土地、農地であります。認定農業者であるから、この強化促進法で取得できたわけです。当然、その農地を農地として活かすのが、法の趣旨です。これも役員会で議論されましたが、認定農業者としての注意喚起、これは農業委員会としても必要と考えております。農業経営改善計画によって、認定農業者として認められておりますので、その資格を踏まえて、適正な農用地の利用集積を図るといった注意喚起をさせていただいて進めたいと思います。そうした文書付記で対応させていただいてよろしいでしょうか。

議 長 田畑委員。

田畑農委 そういう農家であるからそういう適用がされたのだということ、それは理解しております。しかし、それであるならば、6月の総会時に、当時の農業委員、関係する農業委員の前で申されました、いわゆる芥もくたを言われました。私は、農業委員として言うべき言葉ではない、言語道断だと思いますよ。農業委員として言う言葉ではありませんでした。

ですから、7月の総会に会長がそのことについて弁明をされました。私、弁明の中でもっときつく言って欲しかったというのが、私の思いです。そういうところにモラルの欠如があるということです。

申請者、譲渡人から話は聞いておりません。父親からしか聞いておりません。本来は、申請者が来るべきで、農業委員が出てくる場面ではないのです。あまりにも公私混同ではありませんか。そこにモラルの欠如があると思うのです。以上です。

議 長 ありがとうございます。田畑委員から指摘していただきました件につきましては、この新しい申請が出される以前の話は、十分お聞き取りいただいたと思いま

す。そのやりとりにつきましては、田畑委員のおっしゃるように、何一つ違うことはありませんでした。その中で最終、申請を取り下げてもらおうという答えを、前農業委員からいただいたことが結論でありました。ただ、取り下げたうえで、6月の総会終了後に、前農業委員から非常に憤慨しているとのことで、言葉悪いですが、ぼろかすに我々に対し言われたことについては私も遺憾に思っていたわけです。しかし、その場で反論したところで、つかみ合いのけんかになる直前ぐらいになってしまわないかと思い控えておりました。

後日、7月の総会時に、私からどういう経緯でこのようになったか、こちらに悪い点はないことを踏まえ、本人に説明また農業委員に聞いていただこうとしたところ、肝心のご本人が欠席されることとなり、非常に残念でした。

言葉はもっと厳しくということですが、しかし私も農業委員であり、会長という立場であることから、やはり穏やかな形で収めていきたい思いでした。その点は皆様にはご理解いただきたい。いずれにしても、この件につきましては、6月切りで終わったわけです。終わった後で9月に改めて提出されたところ、法的問題もクリアされていますが、役員会では総会上程するという即答は役員からいただけていませんでしたが、協議を重ねご理解いただき、この案件につきましては、取り上げさせていただこうと、本日総会に提出したものです。

議 長 保井委員。

保井農委 今おっしゃられたことについて事情がわかりました。田畑農業委員の言われることはもちろん、ごもっともな話で、何らそれに対して反論するとか、異議を申し立てることは全くないように思われます。

それで一つ確認したいのは、強化促進法により自分の所有の土地とされた時点において、強化促進法で、何年間は耕作しなさいという規定はないのですか。あるならば年数、それとこの使用貸借というのはどういう意味ですか。

議 長 事務局。

事 務 局 保井委員が申された農業経営基盤強化促進法による所有権移転の耕作条件ですが、農地法のような3年3作というものはございません。これは市当局に確認しております。

もう1つ、譲渡人・譲受人の関係ですが、兄弟による使用貸借、金銭の発生しない貸借により、転用されるということとなります。以上です。

議 長 保井委員。

保井農委 　　少し疑念を抱く部分もありますけれど、もう一点訂正していただかなくてはならないのか分からないのですが、譲受人は第三者という発想、考え方をなされていますが、これは基本的には第三者に該当しないのではないかと思います。

議　　長 　　事務局。

事 務 局 　　こちらの説明も不足していたかもしれませんが、先ほどから出ております元農業委員は、申請者のお父様で、譲受人・譲渡人ともにお子さんです。現在の申請からは、元農業議員は第三者となります。以上です。

議　　長 　　保井委員。

保井農委 　　第三者という考え方のその辺は結構ですが、これは善良なる第三者なのか悪意の第三者なのか、その点は十分ご注意願いたいと思うのですが、法律上そうなると思います。

議　　長 　　他にご意見はございませんか。

議　　長 　　田畑委員。

田畑農委 　　くどいことを申しますけれども、先ほど申しあげましたように、やはり申請について、過去を踏まえて、それで申請を出されるのが好ましいと思います。余計な事務をしていたいただかなければならないと思いますが、これも一つのけじめですので、ぜひお願いしたいと思います。

議　　長 　　他にご意見はございませんか。
なければ、整理番号32番について採決したいと思います。

議長 　　田畑委員。

田畑農委 　　採決されるのはよいのですが、していただくとなれば、過去の経緯がありますので、反省すべきことは反省し、そして申請していただきたい。また、保留、次回回しとなれば、事務的に大変な労力がかかると思います。通常考えられないことが起きてくると思います。それはそれで致し方ないことで、そういったことを踏まえて、採決していただきたいと思います。以上です。

議長 　　今、田畑委員からご意見いただきました。しかし総会として、賛成委員の挙手を求めたいと思います。ただその中で、賛成、賛同いただけない方については、

いろいろご意見があろうかと思ひます。その場合は、後日、理由をお聞かせいただければと思ひますがいかがですか。

議長 田畑委員。

田畑農委 可決した後ではだめです。

議長 反対、何が何でも反対もあれば、できれば保留すればよいのではという反対もあろうかと思ひます。今申しあげましたとおり、仮に可決となった場合でも、どういふ理由で反対であるのかということ、お聞かせいただくことをお願いし、挙手を求めたと思ひます。それでよろしいか。

議長 それでは、整理番号32番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手多数】

議長 挙手多数でございます。

よって、整理番号32番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

なお、先ほど事務局から説明がありましたとおり、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定」の通知日以降の許可となります。

議長 続きまして、整理番号33番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号33番について、ご説明申しあげます。参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画は9ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、現在市外に住んでおられますが、実家近くに戸建て住宅の建築を計画され申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、一般住宅を建築されます。雨水は敷地内に排水路を設置し、市道側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金および借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、都市計画法第29条第1項の規定に基づ

く開発申請が行われており、許可日は開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 整理番号33番については、議席15番 川村委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号15番、川村です。整理番号33番の案件につきまして、説明させていただきます。内容は事務局の説明のとおりでございます。8月7日に現地を確認いたしました。一番喜ばしいのは、家族の方が隣に住まれ、この柑子でまた人口が増えるということで、ひょっとしたら周辺の田んぼも将来耕作して下さるか。排水も今の説明のとおりでございます。周辺の水田農地には影響を及ぼさないと判断をいたしました。許可相当と思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 続いて区域番号37番、増田推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号37番、増田です。整理番号33番について補足説明します。申請地は宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。以上です。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号33番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号33番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号34番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号34番について、ご説明申し上げます。参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画は12ページとなります。申請地は、都市計画区域外の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請地の北側で太陽光発電施設設置工事が行われていますが、パネルの設置位置を変更する必要が生じ、また今後のメンテナンスも含め、資材置場とするため申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、太陽光パネルや移動用機材を置かれます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしているとは判断いたしました。以上です。

議長 整理番号34番については、議席16番 寺田委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号16番、寺田です。申請内容については事務局の説明どおりですが、一部補足させていただきます。今回申請地向かいにあります太陽光発電施設のメンテナンスを請け負うことになりました譲受人が資材置場として申請されました。太陽光発電施設は5年前より稼働していますが、滋賀県の指摘により周辺山林等、植林、補修工事をするようになりました。進入路を造るため稼働中のパネル等を一旦外して申請地に置き、順次工事を進めていくそうです。短期間の工事なら、一時転用ではないのかと聞きましたが、今後15年間補修工事、メンテナンスをしていくとのことでした。地元である杉本推進委員に話を聞くと、申請地は20年位前より不耕作地になっており、周辺の状況を見ても、今後農地として耕作、管理していくのは大変困難だと思います。また譲渡人、譲受人とも今回の転用を望んでいることを踏まえて許可相当と思いますので、ご審議のほどお願いします。

議長 続いて区域番号44番、杉本推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号44番、杉本です。整理番号34番につきまして、補足説明いたします。寺田農業委員の説明どおりでありまして、周辺農地に影響なく、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号34番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号34番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号35番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号35番について、ご説明申し上げます。参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画は15ページとなります。申請地は、都市計画区域外の第2種農地であります。

　転用理由及び概要について説明します。譲受人は、一戸建て住宅の建築を計画され、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、一般住宅を建築されます。雨水は前面道路側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金および借入金とされます。

　以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　整理番号35番については、議席19番　私、北田が説明いたします。

担当農委 　この案件につきましては、国道307号の工事をするため、残土を置く場所とか捨てる場所がこの道沿いにありまして、そこへ残土を捨てたのが一つの原因で起こったと思っております。元々ここは田と茶畑でございましたが、田につきましては、ふけ田で、昔から言う身を伏せたら塞がるというような小さな田でございました。そんな中で、現地の辻向いの譲渡人が買われて、それをちょうどこの裏側で陶器を作っておられる方がここで家を建てて、陶器をしたいということで、譲渡人と譲受人の話がまとまったのが実情でございます。なお、雨水につきましては、事務局から説明あったとおりでございますが、下に川もあり、周りには農地がないということで、何ら影響を及ぼす点がございません。幸いにも、だんだん人口が減ってくる中で、新しい世帯を持つ方が、こうして入っていただくということについては大変嬉しいことでございます。

過去にもこの土地につきましては、自動販売機を置いたりしておられましたけれど、それはもう辞められまして、今は荒廃といった形で、草は年に2、3回刈って管理をしておられます。譲渡人も何ら利用の用途がないということで、今の話がまとまったということでございますので、害がないということと、大変地元にとってよい話ではないかということでご許可相当と考えます。

議 長 続いて区域番号45番、関谷推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号45番、関谷です。整理番号35番の案件ですが、ただ今事務局及び北田農業委員の説明のとおりであります。強いて補足するならば、申請地は集落が定める農地利用最適化推進には支障はありませんので、審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番、保井です。本件そのものについては、疑義をいただくようなことは無いのですが、衛星写真で見ますと、その奥が空き地で何か置いているような、何かをやっておられるような感じですが、それは何かということをお尋ねしたい。

北田委員 それにつきましては、陶器陶芸家ということでその裏で陶器を作っておられます。そこは山林と竹林で、建物を建てて、陶器をやっておられます。

保井委員 わかりました。田とかの農地ではないのですね。

北田委員 はい。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号35番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号35番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第12号については、以上であります。
- 議 長 続きます、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第13号について、ご説明申しあげます。議案書は5ページからとなります。
今月の決定は、40件で、借り手、貸し手および利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。議案書の6ページから7ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数39名、借り手は実人数14名、面積は105,265平方メートルとなります。また、借り手の農地台帳による経営状況は、17ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
なお、整理番号24から39の受手は（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金で、中間管理機構のことを指します。また、中間管理機構への貸付は原則10年以上ですが、昨年度から借受人が高齢の場合等やむを得ない場合は5年以上でも設定できるとされています。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議 長 川村委員。
- 川村委員 議席15番、川村です。中間管理機構の高齢の方、5年以上というのは何歳からですか。
- 議 長 事務局。
- 事 務 局 機構からは、そこまでの答えはございません。ただこの5年、10年以下というのは例外とも聞いております。通常であれば10年以上と考えております。
- 議 長 川村委員、よろしいですか。

川村委員 はい。

議 長 他にご意見、ご異議ございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第13号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第13号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。
議案第13号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告いたします。調書は18ページ、参考図は16ページから19ページとなります。
今月は、市街化区域内の農地法第5条の届出が4件です。以上です。

議 長 **報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」、事務局の報告を求めます。**

事 務 局 報告いたします。調書は19ページ、参考図は20ページとなります。
田畑転換等農地の形状変更の届出とは、農地を農業の目的としてかさ上げ等により形状を変更する届出です。
今月の届出は1件で、事業主の住所・氏名・形状変更を行う土地の所在・面積と形状変更の形態等は、19ページの調書のとおりです。以上です。

議 長 報告案件は以上であります。ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 続いて、報告事項1の「広報編集委員会報告事項」について、福井委員長、お願いします。

福井委員長 ・第1回広報編集委員会

議 長 続いて、報告事項2の「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局 ・農地法第18条第6項報告
・経過と予定
・地域ブロック会議の概要
・委員パトロール8月報告

議 長 報告事項は以上です。
ここで農業委員、推進委員の皆様、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番、保井です。メールが開封されたかどうか、事務局で確認できるのでしょうか。

事務局 通常のメールと同じで、既読されたとの確認はできません。

議 長 保井委員。

保井委員 そうですね。ということは、やはり確認の返信メールを送った方がよいのではないかと思うのですが、それはよろしいでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 今回はテスト配信をしましたが、今後、事務局から発信する内容によって、返信をお願いする場合がありますので、よろしくお願いします。

議 長 他にご質問はございませんか。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。